

呉市教育委員会議題
(令和元年5月27日定例会)

呉市教育委員会

令和元年5月27日

呉市教育委員会定例会日程

- 1 会期決定について
- 2 前回会議の報告
- 3 教議第24号 呉市立呉高等学校教職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 4 教議第25号 呉市立呉高等学校教職員の人事評価に関する訓令の一部を改正する訓令の制定について
- 5 教議第26号 令和2年度に呉市立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について
- 6 報告第6号 令和2年度使用教科用図書（小学校）の採択手続について
- 7 報告第7号 令和2年度使用教科用図書（小学校）採択のための調査・研究要項
- 8 報告第8号 令和2年度使用教科用図書（中学校「特別の教科 道徳」を除く。）の採択手続について
- 9 報告第9号 令和2年度使用教科用図書（中学校「特別の教科 道徳」を除く。）採択のための調査・研究要項
- 10 報告第10号 令和2年度使用教科用図書（小・中学校特別支援学級用）の採択手続について
- 11 教議第27号 令和2年度に呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について
- 12 報告第11号 令和2年度使用教科用図書（呉市立呉高等学校）の採択手続について
- 13 報告第12号 寄附受納について
- 14 報告第13号 令和元年度学校別児童、生徒数等について
- 15 報告第14号 広島県に対する提案事項について 【非公開】
- 16 教議第28号 呉市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の委嘱について
(人事案件) 【秘密会】

教議第24号

呉市立呉高等学校教職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を 改正する規則の制定について

呉市立呉高等学校教職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

呉市立呉高等学校教職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を 改正する規則

呉市立呉高等学校教職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成7年呉市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後												
<p>別表第2（第9条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>特別休暇を受けることができる事由</th><th>特別休暇の期間</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>(15) 配偶者、父母、配偶者の父母若しくは子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）の看護（負傷し、又は疾病にかかったその者の世話をを行うことをいって同じ。）を行う職員が当該職員以外に看護を行う者がいないため（中学校就学の始期に達するまでの子（以下この号において「中学校就学前の子」という。）を養育する場合にあっては、当該中学校就学前の子の看護のため）、又は中学校就学前の子を養育する職員が当該中学校就学前の子について</td><td>1の年度において5日（以下「基本日数」という。）を超えない範囲内に必要と認める日又は時間。ただし、中学校就学前の子を2人以上養育する場合には、基本日数に当該中学校就学前の子についてアからウまでの子（以下この号において「中学校就学前の子」という。）に掲げる事項を行うために5日をえた日数を超えない範囲内で必要と認める日又は時間</td></tr></tbody></table>	特別休暇を受けることができる事由	特別休暇の期間	略		(15) 配偶者、父母、配偶者の父母若しくは子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）の看護（負傷し、又は疾病にかかったその者の世話をを行うことをいって同じ。）を行う職員が当該職員以外に看護を行う者がいないため（中学校就学の始期に達するまでの子（以下この号において「中学校就学前の子」という。）を養育する場合にあっては、当該中学校就学前の子の看護のため）、又は中学校就学前の子を養育する職員が当該中学校就学前の子について	1の年度において5日（以下「基本日数」という。）を超えない範囲内に必要と認める日又は時間。ただし、中学校就学前の子を2人以上養育する場合には、基本日数に当該中学校就学前の子についてアからウまでの子（以下この号において「中学校就学前の子」という。）に掲げる事項を行うために5日をえた日数を超えない範囲内で必要と認める日又は時間	<p>別表第2（第9条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>特別休暇を受けることができる事由</th><th>特別休暇の期間</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>(15) 配偶者、父母、配偶者の父母、子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）若しくは孫（子の子をいう。）の看護（負傷し、又は疾病にかかったその者の世話をを行うことをいって同じ。）を行う職員が当該職員以外に看護を行う者がいないため（中学校就学の始期に達するまでの子（以下この号において「中学校就学前の子」という。）を養育する場合にあっては、当該中学校就学前の子の看護のため）、又は中学校就学前の子を養育する職員が当該中学校就学前の子についてアからウまでの子（以下この号において「中学校就学前の子」という。）に掲げる事項を行うために5日をえた日数を超えない範囲内で必要と認める日又は時間</td><td>1の年度において5日（以下「基本日数」という。）を超えない範囲内に必要と認める日又は時間。ただし、中学校就学前の子を2人以上養育する場合には、基本日数に当該中学校就学前の子についてアからウまでの子（以下この号において「中学校就学前の子」という。）に掲げる事項を行うために5日をえた日数を超えない範囲内で必要と認める日又は時間</td></tr></tbody></table>	特別休暇を受けることができる事由	特別休暇の期間	略		(15) 配偶者、父母、配偶者の父母、子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）若しくは孫（子の子をいう。）の看護（負傷し、又は疾病にかかったその者の世話をを行うことをいって同じ。）を行う職員が当該職員以外に看護を行う者がいないため（中学校就学の始期に達するまでの子（以下この号において「中学校就学前の子」という。）を養育する場合にあっては、当該中学校就学前の子の看護のため）、又は中学校就学前の子を養育する職員が当該中学校就学前の子についてアからウまでの子（以下この号において「中学校就学前の子」という。）に掲げる事項を行うために5日をえた日数を超えない範囲内で必要と認める日又は時間	1の年度において5日（以下「基本日数」という。）を超えない範囲内に必要と認める日又は時間。ただし、中学校就学前の子を2人以上養育する場合には、基本日数に当該中学校就学前の子についてアからウまでの子（以下この号において「中学校就学前の子」という。）に掲げる事項を行うために5日をえた日数を超えない範囲内で必要と認める日又は時間
特別休暇を受けることができる事由	特別休暇の期間												
略													
(15) 配偶者、父母、配偶者の父母若しくは子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）の看護（負傷し、又は疾病にかかったその者の世話をを行うことをいって同じ。）を行う職員が当該職員以外に看護を行う者がいないため（中学校就学の始期に達するまでの子（以下この号において「中学校就学前の子」という。）を養育する場合にあっては、当該中学校就学前の子の看護のため）、又は中学校就学前の子を養育する職員が当該中学校就学前の子について	1の年度において5日（以下「基本日数」という。）を超えない範囲内に必要と認める日又は時間。ただし、中学校就学前の子を2人以上養育する場合には、基本日数に当該中学校就学前の子についてアからウまでの子（以下この号において「中学校就学前の子」という。）に掲げる事項を行うために5日をえた日数を超えない範囲内で必要と認める日又は時間												
特別休暇を受けることができる事由	特別休暇の期間												
略													
(15) 配偶者、父母、配偶者の父母、子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）若しくは孫（子の子をいう。）の看護（負傷し、又は疾病にかかったその者の世話をを行うことをいって同じ。）を行う職員が当該職員以外に看護を行う者がいないため（中学校就学の始期に達するまでの子（以下この号において「中学校就学前の子」という。）を養育する場合にあっては、当該中学校就学前の子の看護のため）、又は中学校就学前の子を養育する職員が当該中学校就学前の子についてアからウまでの子（以下この号において「中学校就学前の子」という。）に掲げる事項を行うために5日をえた日数を超えない範囲内で必要と認める日又は時間	1の年度において5日（以下「基本日数」という。）を超えない範囲内に必要と認める日又は時間。ただし、中学校就学前の子を2人以上養育する場合には、基本日数に当該中学校就学前の子についてアからウまでの子（以下この号において「中学校就学前の子」という。）に掲げる事項を行うために5日をえた日数を超えない範囲内で必要と認める日又は時間												

<p>次に掲げる事項を行うため、勤務しないことが相当であると認められる場合</p> <p>ア 疾病の予防のために予防接種又は健康診断を受けさせること。</p> <p>イ 感染症の予防のために在籍する学校等が臨時に休業となった場合の世話</p> <p>ウ 在籍し、又は在籍することとなる学校等が実施する行事への出席</p>	<p>該中学校就学前の子について次に掲げる事項を行うため、勤務しないことが相当であると認められる場合</p> <p>ア 疾病の予防のために予防接種又は健康診断を受けさせること。</p> <p>イ 感染症の予防のために在籍する学校等が臨時に休業となった場合の世話</p> <p>ウ 在籍し、又は在籍することとなる学校等が実施する行事への出席</p>
略	略

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

(提案理由)

広島県職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、この規則案を提出する。

議案資料 呉市立吳高等学校教職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

1 改正の趣旨

職員の仕事と家庭を両立できる職場環境づくりの推進のため、広島県職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部が改正されたことに伴い、呉市立吳高等学校教職員の特別休暇に関する所要の規定の整備を行うものです。

2 改正の内容

家族を見護するための特別休暇について、孫を見護の対象者に追加します。

3 施行期日

公布の日



教議第25号

呉市立呉高等学校教職員の人事評価に関する訓令の一部を改正する訓
令の制定について

呉市立呉高等学校教職員の人事評価に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

呉市立呉高等学校教職員の人事評価に関する訓令の一部を改正する訓
令

呉市立呉高等学校教職員の人事評価に関する訓令（平成29年呉市教育委員会訓
令第2号）の一部を次のように改正する。

別記様式第6号中「注 用紙の大きさは、日本工業規格A列3とする。」を削る。

付 則

この訓令は、令和元年7月1日から施行する。

(提案理由)

工業標準化法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、この訓令案を提出する。

令和 年度 業績評価(自己申告)書

所属
(所属における組織の目標のうち「年間目標」と関連する事項)

年度	年間目標	達成の手立て (上半期)	上半期評価(9月30日時点)			下半期評価		
			職員記入欄 取組内容について の自己評価	評価者記入欄 コメント	達成度 評価	職員記入欄 取組内容について の自己評価	評価者記入欄 コメント	達成度 評価
1 (修正)	(追加・修正)							
2 (修正)	(追加・修正)							
3 (修正)	(追加・修正)							

【指揮・助言欄】

評点	(プロセス評価)評価基準
5	○目標な目標であるにもかかわらず、目標を上回る成果をあげた。
4	○目標を上回る成果をあげた。 ○目標な目標であるにもかかわらず、目標を上回る成果をあげた。
3	○目標な目標であり達成ではあったが、本人に要求されるレベルは満足しておらず、一定の成果が認められる。
2	○目標としては達成だが、本人に要求されるレベルは満足しており、一定の成果が認められる。
1	○目標を大きく下回り、特段の成果が認められない。

【自由記述欄】

評点	(プロセス評価)評価基準
5	○日本人に要求される水準を少し上回っており、他の社員の模範である。 ○総合的には指揮の必要が全くない状態である。
4	○失敗や問題点はほとんどなく、本人に要求される水準を上回っている。
3	○失敗や問題点は少々あるが象徴的には支障がなく、本人に要求される水準に達している。 ○現金的には通常の業務を適切に指導で十分である(根拠である)。
2	○失敗や問題点が目につく現状にも若干の変化を示している。 ○総合的には個別の指揮が必要である。
1	○失敗や問題点が多い現状を示しており、本人に要求されるレベルを大きく下回っている。 ○総合的には質的かつ量的指揮が必要である。

【別記】

(時年度の成績と課題)

分掌(主任)担当学年・教科等

年齢

在職年数

年 月

議案資料 呉市立吳高等学校教職員の人事評価に関する訓令の一部を改正する訓令
の制定について

1 改正の趣旨

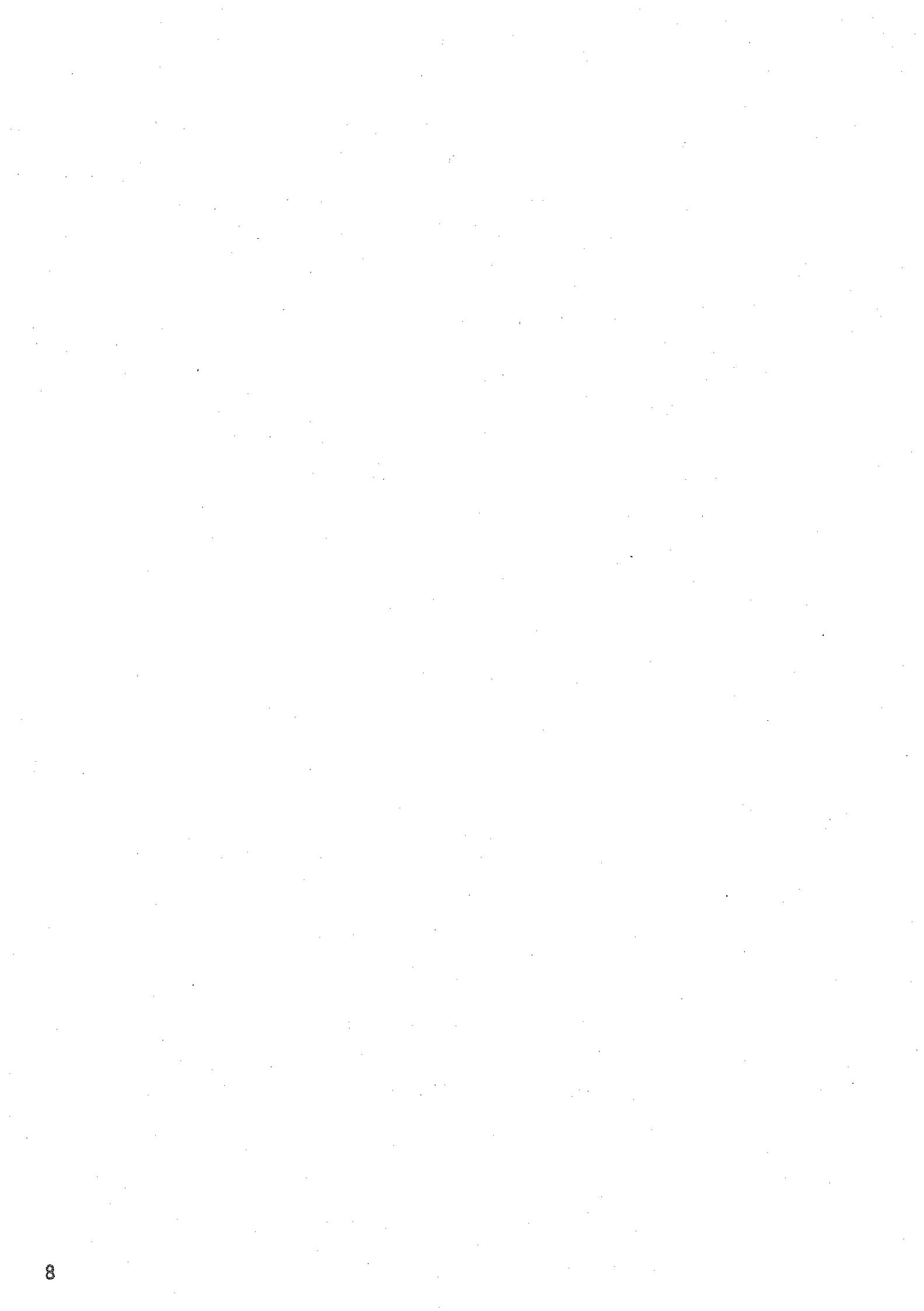
工業標準化法（昭和24年法律第185号）の一部改正に伴い、「日本工業規格（JIS）」の名称が「日本産業規格（JIS）」に改められるため、所要の規定の整備を行うものです。

2 改正の内容

別記様式第6号中「注 用紙の大きさは、日本工業規格A列3とする。」を削ります。

3 施行期日

令和元年7月1日



教議第26号

令和2年度に呉市立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について

令和元年5月 日
呉市教育委員会

1 採択基本方針

(1) 採択の基本

教科用図書は、学校教育において、教科の主たる教材として使用される重要なものであることを認識し、教育基本法や学校教育法の改正で明確に示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された各教科の目標や内容等に則り、本市の児童生徒に最も適切な教科用図書を採択する。

また、学校教育法等の一部を改正する法律(平成30年法律第39条)による改正後の学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「改正学校教育法」という。)附則第9条第1項の規定による教科用図書については、児童生徒の障害の状態及び発達段階に適合したものを探択する。

その際、次の観点に基づいて、広島県教育委員会が作成する「選定資料」を活用して十分な調査・研究を行う。

ア 小学校用教科用図書及び中学校用教科用図書（「特別の教科 道徳」を除く。）について

(ア) 基礎・基本の定着

(イ) 主体的に学習に取り組む工夫

(ウ) 内容の構成・配列・分量

(エ) 内容の表現・表記

(オ) 言語活動の充実

イ 改正学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書について

(ア) 内容の特徴・程度

(イ) 内容の構成・配列・分量

(ウ) 内容の表現・表記

(エ) 印刷・製本の状態

(2) 適正かつ公正な採択の確保

ア 教科書発行者等による宣伝行為等に影響されることなく、採択権者の権限と責任において、採択における適正、公正を期する。

イ 特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することがないようにする。

(3) 開かれた採択の推進

ア 採択の結果及び理由について、採択後、遅滞なく公表するものとする。

イ 次の事項について、採択後、遅滞なく公開するものとする。

- (ア) 教科用図書の研究のために資料を作成したときは、その資料
- (イ) 教育委員会の会議の議事録を作成したときは、その議事録
- (ウ) その他開かれた採択を推進する観点から有用と思われる情報

2 方法、組織及び手続

教育委員会は、広島県教育委員会の指導、助言又は援助を受け、次の方法、組織及び手続によって採択を行う。

- (1) 小学校用教科用図書及び中学校用教科用図書（「特別の教科 道徳」を除く。）について

ア 小学校用教科用図書の採択は、文部科学省「小学校用教科書目録（平成32年度使用）」に登載されている教科書のうちから行う。

また、中学校用教科用図書（「特別の教科 道徳」を除く。）の採択は、文部科学省「中学校用教科書目録（平成32年度使用）」に登載されている教科書のうちから行う。

イ 教育委員会は、採択に係りその責任を明確にするとともに、教育関係者のみならず保護者、地域住民に説明責任を果たすことができるよう、次のとおり、採択組織及び手続を確立する。

- (ア) 選定委員会においては

- a 本方針に基づき、調査・研究委員に教科用図書を調査する観点等を示す。
- b 呉市の特色を生かすとともに多様な意見が反映されるよう、選定委員には保護者や学識経験者を加える。
- c 今年度採択する教科用図書について審議し、その結果について理由を付し、教育長に報告する。

- (イ) 調査・研究委員会においては

- a 選定委員会から示された観点等に基づき、今年度採択する教科用図書について綿密な調査・研究を行い、報告する。
- b その際、特定の教科用図書に絞り込むことなく、今年度採択する教科用図書の特徴について意見を付す。
- c 専門的な調査・研究を行うことから、調査・研究委員は校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭の中から委嘱する。
- d 採択の公正を期すため、調査・研究委員は選定委員会の委員と重複しない。
- e 中学校用教科用図書（「特別の教科 道徳」を除く。）については、4年間の使用実績を踏まえつつ、平成27年度採択における調査・研究の内容等を活用するなど適切に採択を行う。

- (2) 中学校用教科用図書（「特別の教科 道徳」）について

原則、平成30年度と同一の教科用図書を採択しなければならない。

- (3) 改正学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書について

ア 特別の教育課程を編成する場合に、文部科学大臣の検定を経た教科用図書

(以下「検定済教科用図書」という。)を使用することが適当でない場合には、下学年用検定済教科用図書又は文部科学省著作教科用図書の採択を十分考慮した上、改正学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書を採択する。

ただし、改正学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書は、原則、文部科学省の「平成32年(新元号2年)度用一般図書一覧」に登載された図書のうちから採択する。

イ 各学校は、教科書選定会議を設置し、教科用図書を種目ごとに選定とともに、選定理由書を教育長に提出する。

報告第6号

令和2年度使用教科用図書（小学校）の採択手続について

学校教育課

1 採択の方針

「呉市教科用図書の採択に関する規程」及び「令和2年度に呉市立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」による。

2 採択の手順

「令和2年度使用教科用図書（小学校）採択のための調査・研究要項」による。

3 日程

	内 容
4月	○採択の基本方針等を広島県教育委員会会議で決定
5月 ～ 8月	○「令和2年度に呉市立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」を教育委員会会議で採決 ○「令和2年度使用教科用図書（小学校）の採択手続について」及び「令和2年度使用教科用図書（小学校）採択のための調査・研究要項」を教育委員会会議で報告 ○選定委員、調査・研究委員の委嘱手続 ○選定委員会（原則2回実施） ○調査・研究委員会（原則3回実施） ○教育長への報告（選定委員会委員長の報告） ○教育委員会会議（議決、採択）

※ 教科用図書の法定展示

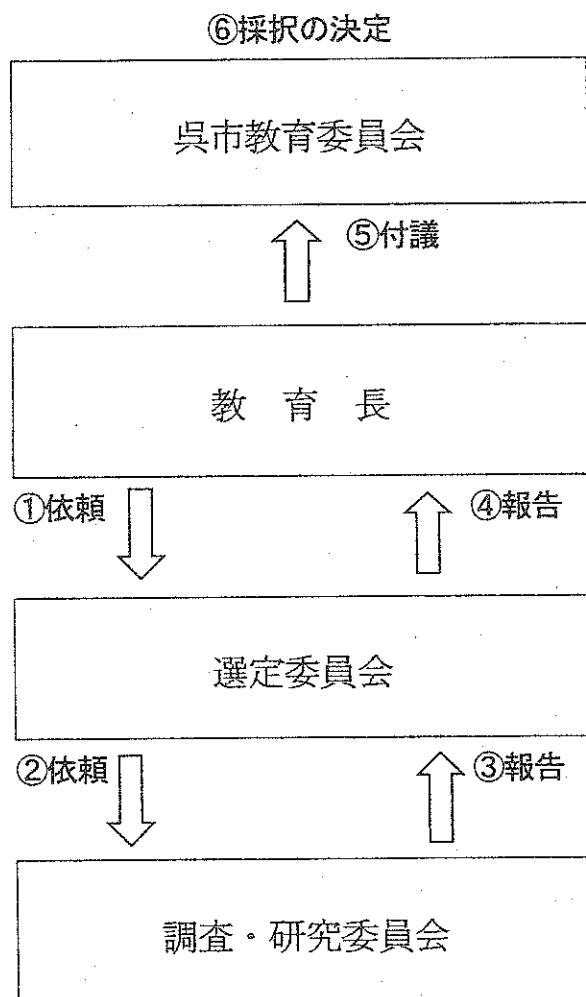
期間 令和元年6月14日（金）～令和元年6月29日（土）

日時 平日 9時30分～19時（休館日木曜を除く。）

土日 9時30分～17時

場所 呉市中央図書館

教科用図書採択の手順【小学校】



- ① 「呉市教科用図書の採択に関する規程」、「令和2年度に呉市立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」、「令和2年度使用教科用図書(小学校)採択のための調査・研究要項」及び日程を示し、教科用図書の選定について依頼する。
- ② 呉市教育委員会の示す「呉市教科用図書の採択に関する規程」及び「令和2年度に呉市立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」に基づき、調査・研究の観点を示し、教科用図書の調査・研究を依頼する。
- ③ 観点に基づき、今年度採択する教科用図書について調査・研究を行い、報告する。
- ④ 報告を基に、今年度採択する教科用図書について審議し、理由を付し報告する。
- ⑤ 教育長は、教育委員会の会議に付議する。
- ⑥ 今年度採択する教科用図書について審議し、会議の議決を経て採択を行う。

報告第7号

令和2年度使用教科用図書（小学校）採択のための調査・研究要項

この要項は、「呉市教科用図書の採択に関する規程」及び「令和2年度に呉市立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」に基づき、教科用図書の調査・研究に関する必要な事項を定める。

1 調査・研究の観点

調査・研究の観点は、教育基本法における教育の目標及び学校教育法における義務教育の目標を踏まえ、広島県教育委員会が示す教科用図書の調査・研究の観点に沿ったものとする。

2 呉市教科用図書選定委員会（以下「選定委員会」という。）

（1）構成及び運営

ア 次の委員の中から、委員長1名及び副委員長1名を置く。

（ア）呉市小学校長会長1名

（イ）保護者代表2名及び学識経験者1名

（ウ）呉市立小学校教育研究会に属する各教科、道徳及び外国語活動の部会を代表する校長11名（各教科部会1名、道徳部会1名、外国語活動部会1名）

イ 保護者代表は、原則として呉市PTA連合会役員から2名に依頼する。

ウ 選定委員会は、原則として2回開催する。

エ 呉市教育委員会委員は、選定委員会を傍聴することができる。

（2）任務

ア 次の手順により調査・研究する観点、内容及び範囲（以下「観点等」という。）を示し、調査・研究を呉市教科用図書調査・研究委員会（以下「調査・研究委員会」という。）に依頼する。

（ア）各教科、道徳及び外国語活動の部会を代表する校長は、教科等の特性に応じた観点等の原案を事前に作成し、選定委員会に提出する。

（イ）選定委員会は、観点等を検討し、決定する。

（ウ）委員長は、調査・研究委員会に観点等を示す。

イ 選定委員会は、次の手順により、調査・研究委員会の調査・研究報告書を基に、今年度採択する教科用図書について審議し、その結果としての総合所見を作成し、教育長に報告する。

（ア）各教科、道徳及び外国語活動の部会を代表する校長は、調査・研究委員会の調査・研究報告書を基に、今年度採択する教科用図書について、総合所見の原案を作成する。

なお、総合所見の原案を作成する際には、「令和2年度に呉市立小・中

学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」及び選定委員会が示した観点等に適しているかどうかという視点から作成する。

- (イ) 選定委員会は、調査・研究委員会の調査・研究報告書及び総合所見の原案を審議し、その結果を教育長に報告する。

3 調査・研究委員会

(1) 構成及び運営

ア 調査・研究委員は、8名以内の者を委嘱する。ただし、より幅広い視点から調査・研究を行うため、次の(ア)、(イ)から各1名以上を含むこととする。

(ア) 呉市小学校長会長が推薦する校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭

(イ) 呉市立中学校長会長が推薦する校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭

イ 調査・研究委員のうち、互選により代表者1名を置く。その際、代表者は、原則として校長または教頭をもって充てる。

ウ 調査・研究委員会は、原則として3回開催する。

(2) 任務

選定委員会から示された観点等に基づき、今年度採択する教科用図書について調査・研究を行い、調査・研究報告書を作成し、選定委員会に報告する。

4 報告書及び総合所見の様式

様式は別に定める。

報告第8号

令和2年度使用教科用図書（中学校（「特別の教科 道徳」を除く。））
の採択手続について

学校教育課

令和2年度使用中学校用教科用図書（中学校（「特別の教科 道徳」を除く。））
の採択については、平成30年度検定において新たに合格した図書がなかったため、
基本的には、前回の平成26年度検定合格図書等の中から、採択を行うこととなる。
その際、4年間の使用実績を踏まえつつ、平成27年度採択における調査研究の内容等を活用することとする（平成31年3月29日付け30初教科第
33号「2020年度（新元号2年度）使用教科書の採択事務処理について（通知）」文部科学省初等中等教育局教科書課長）。

1 採択の方針

「呉市教科用図書の採択に関する規程」及び「令和2年度に呉市立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」による。

2 採択の手順

「令和2年度使用教科用図書（中学校（「特別の教科 道徳」を除く。））採択のための調査・研究要項」による。

3 日程

	内 容
4月	○採択の基本方針等を広島県教育委員会会議で決定
5月 ～ 8月	○「令和2年度に呉市立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」を教育委員会会議で採決 ○「令和2年度使用教科用図書（中学校（「特別の教科 道徳」を除く。））の採択手続について」及び「令和2年度使用教科用図書（中学校（「特別の教科 道徳」を除く。））採択のための調査・研究要項」を教育委員会会議で報告 ○選定委員、調査・研究委員の委嘱手続 ○選定委員会（原則2回実施） ○調査・研究委員会（原則2回実施） ○教育長への報告（選定委員会委員長の報告） ○教育委員会会議（議決、採択）

※ 教科用図書の法定展示

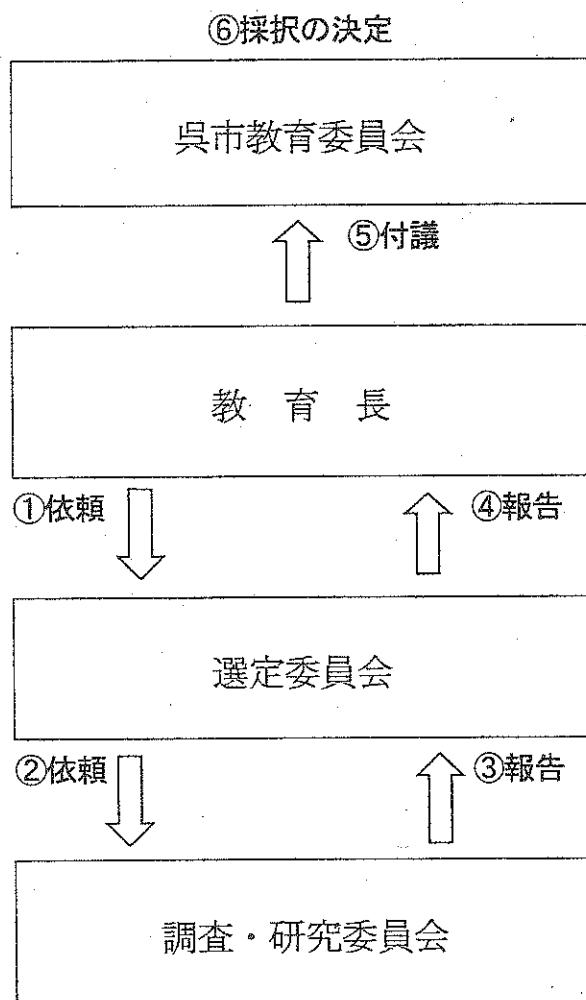
期間 令和元年6月14日（金）～令和元年6月29日（土）

日時 平日 9時30分～19時（休館日木曜を除く。）

土日 9時30分～17時

場所 呉市中央図書館

教科用図書採択の手順【中学校（「特別の教科 道徳」を除く。）】



- ① 「呉市教科用図書の採択に関する規程」，「令和2年度に呉市立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」，「令和2年度使用教科用図書（中学校（「特別の教科 道徳」を除く。））採択のための調査・研究要項」及び日程を示し，教科用図書の選定について依頼する。
- ② 呉市教育委員会の示す「呉市教科用図書の採択に関する規程」及び「令和2年度に呉市立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」に基づき，調査・研究の観点を示し，教科用図書の調査・研究を依頼する。
- ③ 観点に基づき，今年度採択する教科用図書について調査・研究を行い，報告する。
- ④ 報告を基に，今年度採択する教科用図書について審議し，理由を付し報告する。
- ⑤ 教育長は，教育委員会の会議に付議する。
- ⑥ 今年度採択する教科用図書について審議し，会議の議決を経て採択を行う。

報告第9号

令和2年度使用教科用図書（中学校（「特別の教科 道徳」を除く。））採択のための調査・研究要項

この要項は、「呉市教科用図書の採択に関する規程」及び「令和2年度に呉市立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」に基づき、教科用図書の調査・研究に関する必要な事項を定める。

1 調査・研究の観点

調査・研究の観点は、教育基本法における教育の目標及び学校教育法における義務教育の目標を踏まえ、広島県教育委員会が示す教科用図書の調査・研究の観点に沿ったものとする。

2 呉市教科用図書選定委員会（以下「選定委員会」という。）

（1）構成及び運営

ア 次の委員の中から、委員長1名及び副委員長1名を置く。

（ア）呉市立中学校長会長1名

（イ）保護者代表2名及び学識経験者1名

（ウ）呉市立中学校教育研究会に属する各教科及び道徳の部会を代表する校長11名（各教科部会1名、道徳部会1名）

イ 保護者代表は、原則として呉市PTA連合会役員から2名に依頼する。

ウ 選定委員会は、原則として2回開催する。

エ 呉市教育委員会委員は、選定委員会を傍聴することができる。

（2）任務

ア 次の手順により調査・研究する観点、内容及び範囲（以下「観点等」という。）を示し、調査・研究を呉市教科用図書調査・研究委員会（以下「調査・研究委員会」という。）に依頼する。

（ア）各教科の部会を代表する校長は、教科の特性に応じた観点等の原案を事前に作成し、選定委員会に提出する。

（イ）選定委員会は、観点等を検討し、決定する。

（ウ）委員長は、調査・研究委員会に観点等を示す。

イ 選定委員会は、次の手順により、調査・研究委員会の調査・研究報告書を基に、今年度採択する教科用図書について審議し、その結果としての総合所見を作成し、教育長に報告する。

（ア）各教科の部会を代表する校長は、調査・研究委員会の調査・研究報告書を基に、今年度採択する教科用図書について、総合所見の原案を作成する。

なお、総合所見の原案を作成する際には、「令和2年度に呉市立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」及び選定委員

会が示した観点等に適しているかどうかという視点から作成する。

- (イ) 選定委員会は、調査・研究委員会の調査・研究報告書及び総合所見の原案を審議し、その結果を教育長に報告する。

3 調査・研究委員会

(1) 構成及び運営

ア 調査・研究委員は、8名以内の者を委嘱する。ただし、より幅広い視点から調査・研究を行うため、次の(ア)、(イ)から各1名以上を含むこととする。

(ア) 呉市立中学校長会長が推薦する校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭

(イ) 呉市小学校長会長が推薦する校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭

イ 調査・研究委員のうち、互選により代表者1名を置く。その際、代表者は、原則として校長または教頭をもって充てる。

ウ 調査・研究委員会は、原則として2回開催する。

(2) 任務

選定委員会から示された観点等に基づき、今年度採択する教科用図書について調査・研究を行い、調査・研究報告書を作成し、選定委員会に報告する。

4 報告書及び総合所見の様式

様式は別に定める。

報告第10号

令和2年度使用教科用図書（小・中学校特別支援学級用）の採択手続について

学校安全課

小・中学校特別支援学級用の教科用図書の採択は、「文部科学大臣の検定を経た教科用図書」、「文部科学省が著作の名義を有する教科用図書」及び「改正学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書」の中から採択することとなっているため、毎年度実施する必要がある。

令和2年度呉市小・中学校特別支援学級の教科用図書採択については、次により実施するものとする。

1 採択の方針

「呉市教科用図書の採択に関する規程」及び「令和2年度に呉市立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」による。

2 採択の手順

「教科用図書採択の手順【特別支援学級】」による。

3 日程

	内 容
4月	○採択の基本方針等を広島県教育委員会会議で決定
5月	○「令和2年度に呉市立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」を教育委員会会議で採決
8月	○「令和2年度使用教科用図書（小・中学校特別支援学級用）の採択手続について」を教育委員会会議で報告 ○特別支援学級設置校に教科用図書の選定について通知 ○教科書選定会議 ○教育長への選定理由書の提出 ○教育委員会会議（議決、採択）

※ 教科用図書の法定展示

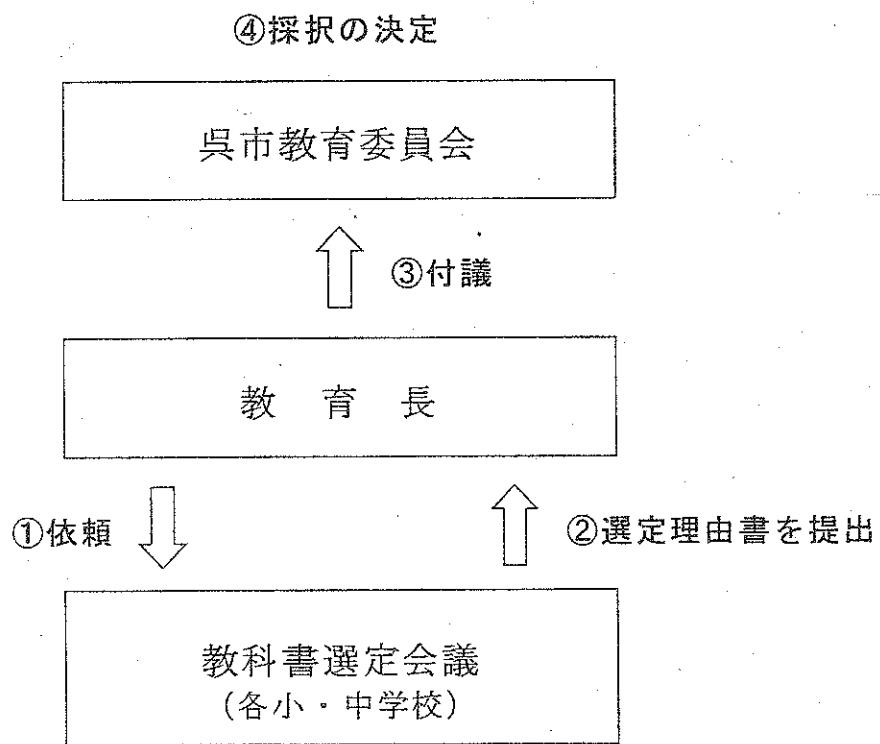
期間 令和元年6月14日（金）～令和元年6月29日（土）

日時 平日 9時30分～19時（休館日木曜を除く。）

土日 9時30分～17時

場所 呉市中央図書館

教科用図書採択の手順【特別支援学級】



- ① 各小・中学校に「呉市教科用図書の採択に関する規程」、「令和2年度に呉市立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」及び日程を示し、教科用図書の選定について依頼する。
- ② 各小・中学校は、教科書選定会議を設置し、児童生徒の障害の状況及び発達段階に適合した教科用図書を選定するとともに、選定理由書を提出する。
- ③ 教育長は、教育委員会会議に付議する。
- ④ 各小・中学校が選定した教科用図書について審議し、会議の議決を経て採択を行う。

教議第27号

令和2年度に呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択に係る基
本方針について

令和元年5月 日
呉市教育委員会

1 採択基本方針

(1) 採択の基本

教科用図書は、学校教育において、教科の主たる教材として使用される重要なものであることを認識し、教育基本法や学校教育法の改正で明確に示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された各教科の目標や内容等に則り、呉高等学校（以下「学校」という。）の生徒に最も適切な教科用図書を採択する。

その際、学校が選定し、報告した教科用図書について、文部科学省の示す一般的指導事項及び学校の教育課程に照らして検討し、適正と認めたものを採択する。

(2) 適正かつ公正な採択の確保

ア 教科書発行者等による宣伝行為等に影響されることなく、採択権者の権限と責任において、採択における適正、公正を期する。

イ 特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することがないようにする。

(3) 開かれた採択の推進

ア 採択の結果及び理由について、採択後、遅滞なく公表するものとする。

イ 次の事項について、採択後、遅滞なく公開するものとする。

（ア）教科用図書の研究のために資料を作成したときは、その資料

（イ）教育委員会の会議の議事録を作成したときは、その議事録

（ウ）その他開かれた採択を推進する観点から有用と思われる情報

2 選定上の留意事項

- (1) 学校は選定委員会等を設置し、十分な調査・研究に基づいて選定するとともに、選定理由書を教育委員会に報告する。
- (2) 学校の実態や教育目標等を充分考慮して、学校の教育課程に最も適した教科用図書を選定する。
- (3) 保護者の経済的負担について配慮する。

報告第11号

令和2年度使用教科用図書（呉市立呉高等学校）の採択手続について

学校教育課

高等学校の教科用図書の採択は、毎年度発行の「高等学校用教科書目録」に登載されている教科書から採択することとなっているため、毎年度実施する必要がある。

令和2年度呉市立呉高等学校の教科用図書採択については、次により実施するものとする。

1 採択の方針

「呉市教科用図書の採択に関する規程」及び「令和2年度に呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」による。

2 採択の手順

「教科用図書採択の手順【呉高等学校】」及び「呉市立呉高等学校教科用図書採択手続要領」による。

3 日程

	内 容
4月	○採択の基本方針等を広島県教育委員会会議で決定
5月 ～ 8月	○「令和2年度に呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」を教育委員会会議で採決 ○「令和2年度使用教科用図書（呉市立呉高等学校）の採択手続について」を教育委員会会議で報告 ○選定委員会 ○調査・研究委員会 ○教育長への報告（選定委員会委員長の報告） ○教育委員会会議（議決、採択）

※ 教科用図書の法定展示

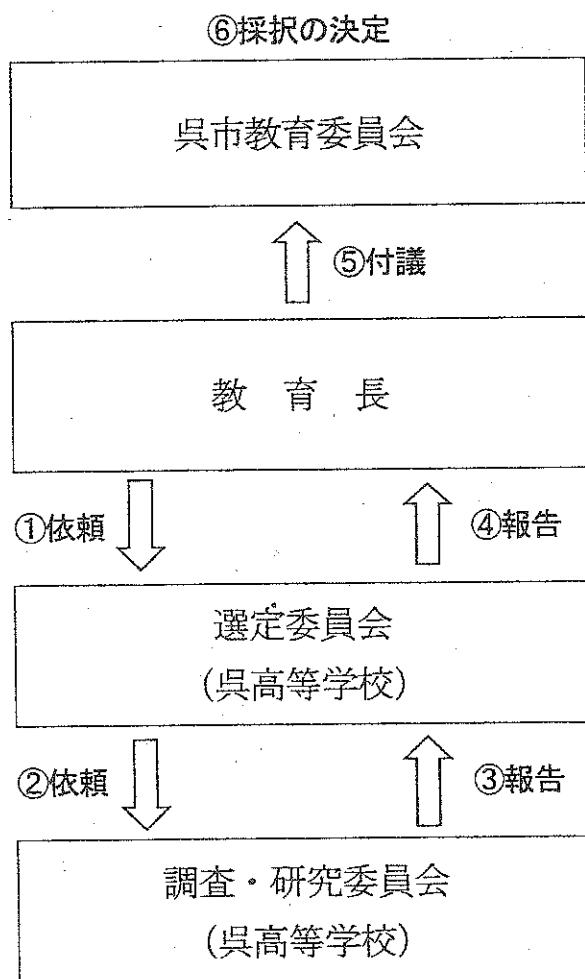
期間 令和元年6月14日（金）～令和元年6月29日（土）

日時 平日 9時30分～19時（休館日木曜を除く。）

土日 9時30分～17時

場所 呉市中央図書館

教科用図書採択の手順【吳高等学校】



- ① 「吳市教科用図書の採択に関する規程」、「令和2年度に吳市立吳高等学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」、「吳市立吳高等学校教科用図書採択手続要領」及び日程を示し、教科用図書の選定について依頼する。
- ② 吳市教育委員会が示す「吳市教科用図書の採択に関する規程」及び「令和2年度に吳市立吳高等学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」に基づき、調査・研究の観点を示し、教科用図書の調査・研究を依頼する。
- ③ 観点に基づき、教科用図書について調査・研究を行い、報告する。
- ④ 報告を基に教科用図書について審議し、理由を付し報告する。
- ⑤ 教育長は、教育委員会の会議に付議する。
- ⑥ 今年度採択する教科用図書について審議し、会議の議決を経て採択を行う。

呉市立呉高等学校教科用図書採択手続要領

この要領は、呉市教科用図書の採択に関する規程（昭和60年呉市教育委員会訓令第4号）第13条及び呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針（以下「採択基本方針」という。）に基づき、呉市立呉高等学校教科用図書の採択手続に関する必要な事項を定める。

なお、呉市教科用図書の採択に関する規程のうち第1条から第3条まで、第10条、第12条及び第14条については準用するものとする。

1 教育委員会の役割

- (1) 採択に係りその責任を明確にするとともに、教育関係者のみならず保護者及び地域住民に説明責任を果たすことができるよう、採択手続を確立する。
- (2) 選定委員会及び調査・研究委員会を置き、それぞれの責任を明確にし、その機能の充実を図るとともに、適切な指導・助言を行う。

2 選定委員会

- (1) 選定委員会は、次に定める委員をもって組織する。
ア 呉市立呉高等学校校長（以下「校長」という。）及び呉市立呉高等学校教頭（以下「教頭」という。）
イ 地域代表、学識経験者等
- (2) 校長を委員長、教頭を副委員長とする。
- (3) 呉市教育委員会が定めた採択基本方針に基づき、調査・研究委員会に教科用図書を調査する観点を示す。
- (4) 調査・研究委員会の報告を受け審議し、その結果について理由を付し、呉市教育委員会教育長に報告する。

3 調査・研究委員会

- (1) 教科用図書について、充分かつ綿密に調査・研究を行い、その結果について、選定委員会に報告する。
- (2) 専門的な調査・研究を行うことから、調査員は教員とする。
- (3) 採択の公正を期すため、調査員は選定委員会の委員と重複しない。

付 則

この要領は平成20年6月1日から実施する。

改正 平成25年4月1日
平成26年5月12日
平成28年5月9日
平成28年6月3日
平成29年5月16日

報告第12号

寄附受納について

学校施設課

吳市立長迫小学校の備品として、次のとおり寄附の申込みがあったので、これを受納した。

寄附申込者	受納校	名称	数量	評価額	受納年月日
吳市立長迫小学校 P T A	長迫小学校	液晶テレビ 40型	6台	447,120円	H31.4.24
		液晶テレビ 32型	1台	45,360円	
		HD/SDエンコーダ 内蔵 OFDM変調器	1台	307,800円	
		テレビラック	2台	64,800円	
		ベースター, AVセレクター, 同軸ケーブル	3台	30,240円	
		計	13台	895,320円	

令和元年5月1日現在

番 号	学校名	児童・生徒数						特別支援学級						通常学級						編制学級						特別支援 合計				
		通常学級						特別支援学級						通常学級						編制学級						特別支援 合計				
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	小計	小計		
1	仁方	47	31	50	45	59	40	272	2	2	1	0	1	7	279	2	1	2	2	1	10	2	12	1	1	1	1	1	1	
2	広南	15	23	18	23	18	19	116	0	1	0	0	0	1	117	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
3	白岳	108	119	110	125	131	128	721	3	4	3	6	0	3	19	740	4	4	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	3
4	広広	106	98	108	93	104	90	599	2	4	1	3	0	3	13	612	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2
5	三坂地	56	60	70	65	62	57	370	5	0	1	6	4	3	19	389	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	16
6	郷原	42	39	55	65	56	69	326	0	0	1	1	1	1	6	332	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	14
7	横路	140	125	140	135	123	135	798	2	1	6	8	4	3	24	822	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	28
8	阿賀	79	93	99	97	99	91	558	1	4	0	4	5	7	21	579	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	4
9	原原	18	17	23	17	21	22	118	0	0	1	1	2	1	5	123	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	8
10	警固屋内	17	19	24	17	16	14	107	2	0	0	0	0	1	3	110	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	8
11	坪内	29	34	25	21	27	19	155	1	0	0	0	0	1	2	157	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	7
12	宮原	21	19	21	23	18	18	120	0	3	1	0	0	0	7	127	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	8
13	和庄	40	45	38	37	52	43	255	0	1	0	0	0	1	5	260	2	2	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	8
14	本通	35	32	27	23	36	24	177	0	2	1	3	0	3	9	186	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	7
15	長迫	23	17	19	21	23	25	128	0	6	3	2	2	0	13	141	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
16	明立	40	48	39	43	47	38	255	1	2	0	1	1	1	6	261	2	2	1	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	12
17	山田	80	80	69	82	71	70	452	2	2	1	2	0	0	7	459	3	3	2	3	2	3	2	2	2	2	2	2	2	17
18	奥中央	101	95	90	114	109	105	614	5	1	3	3	4	7	23	637	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	22
19	兩城	16	21	15	22	22	19	115	1	2	0	0	1	0	4	119	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	8
20	港町	40	38	30	39	28	35	210	2	2	1	2	1	0	8	218	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
21	吉浦	46	42	55	56	59	60	318	2	3	1	1	0	1	8	326	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	14
22	天応	38	30	30	21	33	36	188	0	0	2	1	1	4	192	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9	
23	昭和西	75	62	71	61	58	75	402	1	2	0	3	1	4	11	413	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	15
24	昭和中央	89	77	79	88	98	510	4	7	2	1	1	0	18	528	3	3	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	20	
25	昭和南	32	30	36	38	24	47	207	0	0	1	1	0	3	210	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9	
26	昭和北	97	107	132	108	97	117	658	1	3	1	3	8	2	18	676	3	4	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	24
27	下蒲刈	3	2	4	5	6	4	24	1	0	0	0	1	2	26	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	7	
28	川尻	47	62	54	63	49	67	342	3	1	3	2	1	0	10	352	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	14

番号	学校名	児童・生徒数						特別支援学級						通常学級						編制学級数		特別支援 合計		
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計		
29	音戸	10	17	23	16	17	25	108	0	1	0	1	0	0	2	110	1	1	1	1	1	1	6	7
30	波多見	34	35	35	37	37	37	211	1	0	3	1	0	1	6	217	1	1	1	1	1	1	6	8
31	明徳	14	7	15	12	9	14	71	0	0	0	0	0	0	0	71	1	1	1	1	1	1	6	6
32	倉橋	15	14	15	19	15	15	93	0	0	2	1	0	1	4	97	1	1	1	1	1	1	6	8
33	蒲刈	3	7	5	5	7	5	32	1	0	1	0	0	0	2	34	1	1	1	1	1	1	6	8
34	安浦	51	37	57	56	54	41	296	0	1	1	4	2	2	10	306	2	2	2	2	2	2	12	15
35	安塩	14	18	26	16	16	17	107	3	1	0	1	0	0	5	112	1	1	1	1	1	1	6	8
36	豊	4	4	9	11	11	10	49	0	0	1	2	0	0	3	52	9	9	9	9	1	1	5	7
合計		1624	1603	1716	1708	1702	1729	10082	46	56	40	65	44	57	308	10390	66.5	63.5	59	61	62	61	373	82

令和元年度学校別児童・生徒数等について(中学校)

番号	学校名	児童・生徒数						編制学級						合計		
		通常学級						通常学級						特別支援学級		
		1年	2年	3年	小計	1年	2年	3年	小計	1年	2年	3年	小計	1年	2年	3年
1 仁	方	46	44	45	135	3	0	1	4	139	2	2	2	6	2	8
2 広	南	19	17	22	58	0	0	0	0	58	1	1	1	3	0	3
3 宮	岳	118	161	135	414	4	5	1	10	424	3	5	4	12	2	14
4 広	中	163	144	159	466	5	3	5	13	479	5	4	4	13	3	16
5 郡	原	56	60	72	188	0	1	1	2	190	2	2	2	6	2	8
6 横	路	123	122	116	361	3	2	2	7	368	4	4	3	11	2	13
7 阿	賀	89	82	89	260	1	0	1	2	262	3	3	3	9	2	11
8 肇	固	屋	12	17	21	50	0	0	1	51	1	1	1	3	1	4
9 富	原	44	42	38	124	1	1	0	2	126	2	2	1	5	2	7
10 和	庄	74	71	82	227	0	3	2	5	232	2	2	3	7	2	9
11 康	烟	47	56	42	145	2	1	3	6	151	2	2	2	6	2	8
12 片	山	59	58	52	169	0	1	1	2	171	2	2	2	6	2	8
13 吳	中	95	83	83	261	3	2	2	7	268	3	3	3	9	2	11
14 順	城	51	46	47	144	0	1	1	2	146	2	2	2	6	2	8
15 吉	浦	42	48	55	145	3	0	2	5	150	2	2	2	6	2	8
16 天	応	32	24	25	81	2	1	0	3	84	1	1	1	3	2	5
17 昭	和	120	132	117	369	4	1	3	8	377	3	4	3	10	3	13
18 昭	和	149	209	196	554	2	0	1	3	557	4	6	5	15	2	17
19 下	蒲	6	5	12	23	1	0	0	1	24	1	1	1	3	1	4
20 川	尻	37	65	58	160	3	2	3	8	168	1	2	2	5	3	8
21 呉	戸	48	46	60	154	4	2	1	7	161	2	2	2	6	2	8
22 明	徳	12	19	15	46	0	0	0	0	46	1	1	1	3	0	3
23 倉	橋	14	16	14	44	0	0	1	1	45	1	1	1	3	1	4
24 清	刈	3	5	4	12	0	0	0	0	12	1	1	1	3	0	3
25 安	浦	64	79	73	216	1	0	1	2	218	2	2	2	6	2	8
26 豊	浜	6	7	10	23	1	0	2	3	26	1	1	1	3	1	4
合	計	1529	1658	1642	4829	43	26	35	104	4933	54	59	55	168	45	213

